

令和3年度
京丹後市 低炭素・資源循環促進支援補助金
(第2次)

募集要領

太陽光発電・蓄電池のセット導入には
追加支援を活用いただけます（P5）

令和3年度（第2次）募集期間
令和3年7月19日（月）から
令和4年1月28日（金）まで

〔問合せ・提出先〕

京丹後市 市民環境部 生活環境課
TEL：0772-69-0240

令和3年7月
京 丹 後 市

1. 補助金の目的・補助対象事業について

(1) 補助金の背景・目的

本市において潜在する再生可能エネルギーと再資源化が可能な家庭ごみ等を有効活用する取り組みの推進は、循環型社会の形成と地域の持続可能性にとって大変重要な課題となっています。

また、再生可能エネルギー設備等の普及拡大に伴い、地域に賦存する地産地消エネルギーを分散・循環型利用することの重要性が高まっていることから、京丹後市では、低炭素な循環型資源のさらなる利用促進と効率的利用の実現、地域内エネルギーコストの最小化と消費行動の変化を推進し、地産資源と市民生活の好循環を形成し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることとしています。

この補助金は、京丹後市市民太陽光発電所の売電収益の一部を活用し、市民及び市内事業者が進める低炭素な循環型資源の利活用に対し、京丹後市補助金交付規則及び京丹後市低炭素・資源循環促進支援補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する支援事業です。

(2) 補助金交付の対象

下記「別表1」に定める要件に適合するシステムの住居等市内の拠点（建物等）への設置・施工に要する費用について、当該補助事業を行う方（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付します。なお、補助金交付の対象は当該システムの購入、設置、施工に要する費用であって、その他のシステム及び工事と明確に区分される経費とします。

「別表1」

1	自給型発電システム	再生可能エネルギーを利用して発電した電気が、当該システムの設置された建物等で消費され、連系した低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの
2	蓄電池システム	再生可能エネルギー電気の発電システムとの一体使用であり、設置された建物等で当該システムが使用される定置用のもの
3	再資源化システム	家庭系食品残さ等を処理し、再資源化とごみの再生利用又は減量化に資する強制処理システムであって、設置された建物等を中心とする生活圏において当該システムが使用されるもの
4	木質燃料利用システム	設置された建物等において当該システムが使用されるもの
5	太陽光・蓄電池同時導入システム	太陽光を利用した発電システム及びそのシステムと一体使用する蓄電、充電及び変換一体型システムであって、設置された建物等で当該システムが使用される定置用のもの

(注1) 一申請対象者（購入、使用、電力受給契約、場所）あたり、複数の同一システムを対象とすることはできません。

(注2) 他の当市補助の対象となったシステムを対象とすることはできません。

2. 補助事業者の対象

補助事業者は、市内に住居、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する予定の電力受給契約を結ぶ個人（個人事業主を含む）、法人、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第25条第1項に規定する管理者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、市税（これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む）の滞納がない方とします。

3. 補助金の額及び補助対象条件等

補助金の額及び補助対象条件等は、1kWあたりの補助金単価に、対象システムの構成における公称最大出力を乗じて得た額、又は定額によるものとし、下記「別表2」及び運用条件に定めるとおりとします。

「別表2」

	対象システム区分	補助金の額	運用条件
1	自給型発電システム	1万円/kW 上限額10万円	下記①②③④⑤⑥
2	蓄電池システム	1万5千円/kWh 上限額9万円	下記①②③④⑥
3	再資源化システム	1万円/定額 取得費（対象経費）5万円以上	下記①②③④⑥
4	木質燃料利用システム	5万円/定額 取得費（対象経費）50万円以上	下記①②③④⑥
5	太陽光・蓄電池同時導入システム	「別紙」参照	下記①②③④⑤⑥

「別表2」運用条件の内容（対象とするシステムの運用）

- ① 住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置されること（住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可）
- ② 設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること
- ③ システム管理及び活用が、補助事業者の責任下で行われる環境にあること
- ④ 市内の設置施工等業者の販売、設置、施工又は一部施工を伴うこと
- ⑤ 発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること
- ⑥ CO2の排出削減事業及び消費活動の効率化について、その取り組みに関する賛同意思を表明するものであること

4. 補助対象とするシステム及び経費

(1) 補助対象とするシステムの共通事項

- ① 未使用品の取得であること（移設されたもの、又は過去に系統連系等使用されたものは対象外）
- ② JISに基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること
- ③ 性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製造メーカー等によって一定期間確保されていること
- ④ 未着工であること（既に設置されているシステム、前年度までに設置工事が完了しているシステムは対象外となります。）

(2) 補助対象とする経費

	システム等	対象となる経費等
1	自給型発電システム	システム本体、架台、パワーコンディショナ、その他システム構成に必要となる付属機器、及び設置工事に係る費用 ※補助金の額は公称最大出力1kWあたりの額 ※発電設備の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力いずれかが10kW未満であること
2	蓄電池システム ※既設の自給型発電システムとの併用に限る	システム本体、架台、その他システム構成に必要となる付属機器、及び設置工事に係る費用 ※1kWh以上の電池容量、500W以上の定格出力で、蓄電池、充電器、変換装置一体型であること
3	再資源化システム	システム本体、架台、その他システム構成に必要となる付属機器、及び設置工事に係る費用 ※強制処理システムであること
4	木質燃料利用システム	システム本体、架台、その他システム構成に必要となる付属機器、及び設置工事に係る費用 ※木質資源をエネルギー利用するシステムであること
5	太陽光・蓄電池同時導入システム	太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時導入する場合における同システムの本体、架台、変換機器その他システム構成に必要となる機器の取得に係る費用

注：補助対象経費は、その他対象とならない経費と明確に区別できるもので、契約書や見積書、領収書等の根拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

(3) 対象とならない経費例（標準的な設置・施工に直接的に関係しない経費）

- ① 補助金申請の手続きのみに係る費用
- ② 防水基礎工事費用等、建物・既設設備の補強・修繕等の費用
- ③ 幹線増強工事費用
- ④ リースで設置するシステム、保証・保守に係る費用

個人宅への「太陽光発電・蓄電池のセット導入」には…
京都府共調の追加支援制度が活用いただけます

家庭向け自立型再エネ導入補助金

再生可能エネルギーの普及をさらに推進し、自立型エネルギーとして賢く使う社会基盤の形成に向け、太陽光発電と蓄電池の同時導入を促進します。

個人宅へ太陽光発電・蓄電池を同時導入する場合に限り、
市の自給型発電（太陽光のみ）補助金に上乗せ

府補助① 太陽光発電 1万円/kW 【上限額：4万円】
府補助② 蓄電池 1万5千円/kWh 【上限額：9万円】

- ※1 補助金額算出に係る太陽光発電規模（kW）は、発電側の公称最大出力を係数として用います。
- ※2 上記①②の各システム取得に要した1システムごとの経費に対し、それぞれ1/2の額を超える補助金交付は行いません。

【例示】 太陽光発電システム/8.0kWを1,000,000円で
蓄電池システム/7.0kWhを2,000,000円で
同時導入した場合

太陽光発電	市補助A	10,000円×8.0kW	=80,000円	(上限100,000円)
	府補助A	10,000円×8.0kW	=40,000円	(上限40,000円)

蓄電池	府補助B	15,000円×7.0kWh	=90,000円	(上限90,000円)
-----	------	----------------	----------	-------------

(a) 補助額計算 : (市補助A + 府補助A + 府補助B) = 210,000円

(b) 上限チェック : (取得費3,000,000円 × 1/2) = 1,500,000円

(a) = 210,000円 ≤ (b) = 1,500,000円

申請する補助金額 210,000円

5. 審査及び交付の決定

(1) 応募案件の審査

応募に係る審査は、提出された補助事業計画の内容及びその他提出書類により、京丹後市補助金交付規則、京丹後市低炭素・資源循環促進支援補助金交付要綱及びこの募集要項に基づき行います。

- ① 必要に応じて内容確認のためのヒアリング、現地調査、外部機関への審査依頼、実施費用の査定、追加資料提出の依頼等を行うことがあります。
- ② 書類に不備があった場合、期限を定め不備是正を行うものとし、是正されない申請は受付けないものとします。

(2) 交付決定の通知

補助金交付申請を受付けた後、審査を行い、補助金の交付を決定すべきものと認める者に対し、交付を決定し、京丹後市低炭素・資源循環促進支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに通知します。

なお、交付の決定にあたり、必要に応じた条件及び指示を、また補助金の交付が適切でないと認めるときは、その旨をそれぞれ付して直接通知するものとし、指示等に従わない場合、交付の決定は効力を失うものとします。

審査内容・結果についての質問や異議申し立て等は一切受けません。

6. 交付申請及び提出期限等

(1) 提出書類

- ① 低炭素・資源循環促進支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 補助事業計画書(申請様式1)
- ③ 事業(取得)経費内訳書(申請様式2)
- ④ 着工前の現況写真(申請様式3)
- ⑤ 関係図面(構成図面/結線図面/システム配置計画図面)
- ⑥ 所在証明/所有証明書類(住民票/会社謄本、登記簿謄本、同意書等)
- ⑦ 口座登録申請書(登録様式1)
- ⑧ 手続き代行・代理業務書類(登録様式2、確認書/委任状/資格証明)
- ⑨ 国民運動「COOL CHOICE」賛同宣言書(賛同様式1又は2)
- ⑩ その他必要と認める書類(注文書/見積書/カタログ等根拠書類)

※提出書類詳細は、「[手続用提出書類チェックシート](#)」でご確認ください。

(2) 提出書類に関する注意事項

- ① 各様式はA4版(A3版は三点折込)で統一してください
- ② 様式は番号順にそろえ綴じてください

(3) 提出期間 令和4年1月28日(金) 午後5時必着(随時)

(4) 提出方法 持参又は郵送による(受付は市の定める休日、時間外を除く)

(5) 提出部数 1部(正本1部)

- (6) 提出先 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市 市民環境部 生活環境課
TEL：0772-69-0240
FAX：0772-62-6716
E-mail：kankyo@city.kyotango.lg.jp
- (7) 様式 本募集要領は下記ホームページにも掲載し、申請様式等はホームページからダウンロードいただけます。<http://www.city.kyotango.lg.jp/>
- (8) その他 ① 提出された書類は返却しません。
② 提出期間を過ぎての申込みは受け付けません。

7. 対象システムの設置・引き渡し

補助事業者は、交付決定通知を受けた後、新築及び既築の場合は工事に着手し、又は建売の場合は対象システムの設置された建物等の引き渡しを当該年度内に受けるものとします。

なお、システム稼働は、交付決定後、原則として6ヶ月以内、又は市が別に定める日のいずれか早い日までになされなければならないものとします。

8. 補助事業の実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに市の定める様式により補助事業の実績を報告するものとします。

なお、報告内容、書類に不備があった場合、期限を定め不備是正を行うものとし、是正されない報告は受け付けません。

9. 補助金額の確定

市は、補助事業者から実績報告を受け付けた後、その内容と補助事業との適合状況を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し交付額の確定を通知します。なお、補助事業の完了及び補助金額の確定をもって、補助金の請求を受け付けるものとします。

10. 手続きの代理、代行

(1) 依頼

補助金交付申請を行う者は、行政書士、行政書士法人等に対する手続きの代理、又は法令に反しない限りにおいて対象システムを販売・施工する者に対する手続きの代行（以下「手続き代理・代行者」という。）を依頼することができます。

(2) 提出書類

手続き代理・代行者は、手続きの代理・代行を受けた場合、補助金交付申請時に補助事業者（申請者）からの委任状の写し、及び資格を証明する証票の写しを申請書類と一緒に提出してください。

(3) 手続き代理・代行者の不認可

市は、手続き代理・代行者が手続きを偽り、その他不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続き代理・代行者の名称及び不正の内容を公表し、指定する期間、手続きの代理・代行を認めないこととします。

※注1 手続きの代行者とは、補助事業者に対して対象システムに関する領収書を発行できる者をいいます。

※注2 手続き代理・代行者は、依頼された手続業務について誠意をもって実施しなければなりません。

※注3 行政書士でない者が補助金申請書類作成の対価を得ることは、行政書士法違反となります。

1 1. 個人情報の取扱い

本補助事業の実施に伴い補助事業者から取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 補助金交付に係る業務
- (2) 補助金交付状況及び補助システム運用状況の開示
- (3) 市又はその他公的機関が行う環境関連事業及びCO2排出削減事業等関連する事業における調査・検証等業務
- (4) 市又はその他公的機関が行う国民運動「COOL CHOICE」の普及・啓発に係る業務

1 2. 補助金交付の条件

補助金の交付決定にあたり、補助事業者は京丹後市補助金等交付規則及び京丹後市低炭素・資源循環促進支援補助金交付要綱の規定を遵守するとともに、市は次の条件を付すものとします。

- (1) 補助金交付決定の有効期間は、交付決定年度内とします。
- (2) 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を取り下げ、又は変更しようとするときは、事前に市長の承認を得なければなりません。
補助事業（申請）者、手続き代理・代行者、設置場所、交付決定額（増額）は、その内容を変更することはできません。
- (3) 補助事業者は、市が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じていただきます。
- (4) 補助事業者は、市が規定に基づき交付決定の全部、又は一部を取り消したときは、これに従っていただきます。
- (5) 補助事業者は、市が規定に基づき補助金の返還を請求したときは、市が指定する期日までに返還するとともに、その他加算金等をあわせて納付していただきます。

- (6) 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、目的に沿って使用し、その管理状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。
- (7) 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、市に対してあらかじめ財産処分の申請を行い、その承認を受けるものとし、取得財産等の処分をした場合において、市の請求があったときは交付を受けた補助金を返還していただきます。
- (8) 天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由による対象システムの損傷又は滅失、その他止むを得ない理由による目的外措置の必要性が生じた場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければなりません。
- (9) 補助事業者は、虚偽その他不正な手段等により補助金を受けた場合は、交付した補助金の額の全部又は一部を取り消し、市の請求があったときは交付を受けた補助金を返還していただきます。
- (10) 受付けた補助金交付申請に係る補助金の予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その前日（市の定める休日を除く日）をもって補助金交付申請の受付を停止します。
- (11) 補助金を交付した事業は、市が補助事業者、施工業者、交付の概要を公開することに拒否することはできません。
- (12) 補助事業者は、補助事業確定後、市事業に係る調査依頼、補助事業の成果・効果、データ等の提供・報告等にご協力いただきます。

京丹後市 市民環境部 生活環境課
〒627-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
TEL : 0772-69-0240
FAX : 0772-62-6716
E-mail : kankyo@city.kyotango.lg.jp
URL : <http://www.city.kyotango.kyoto.jp/>